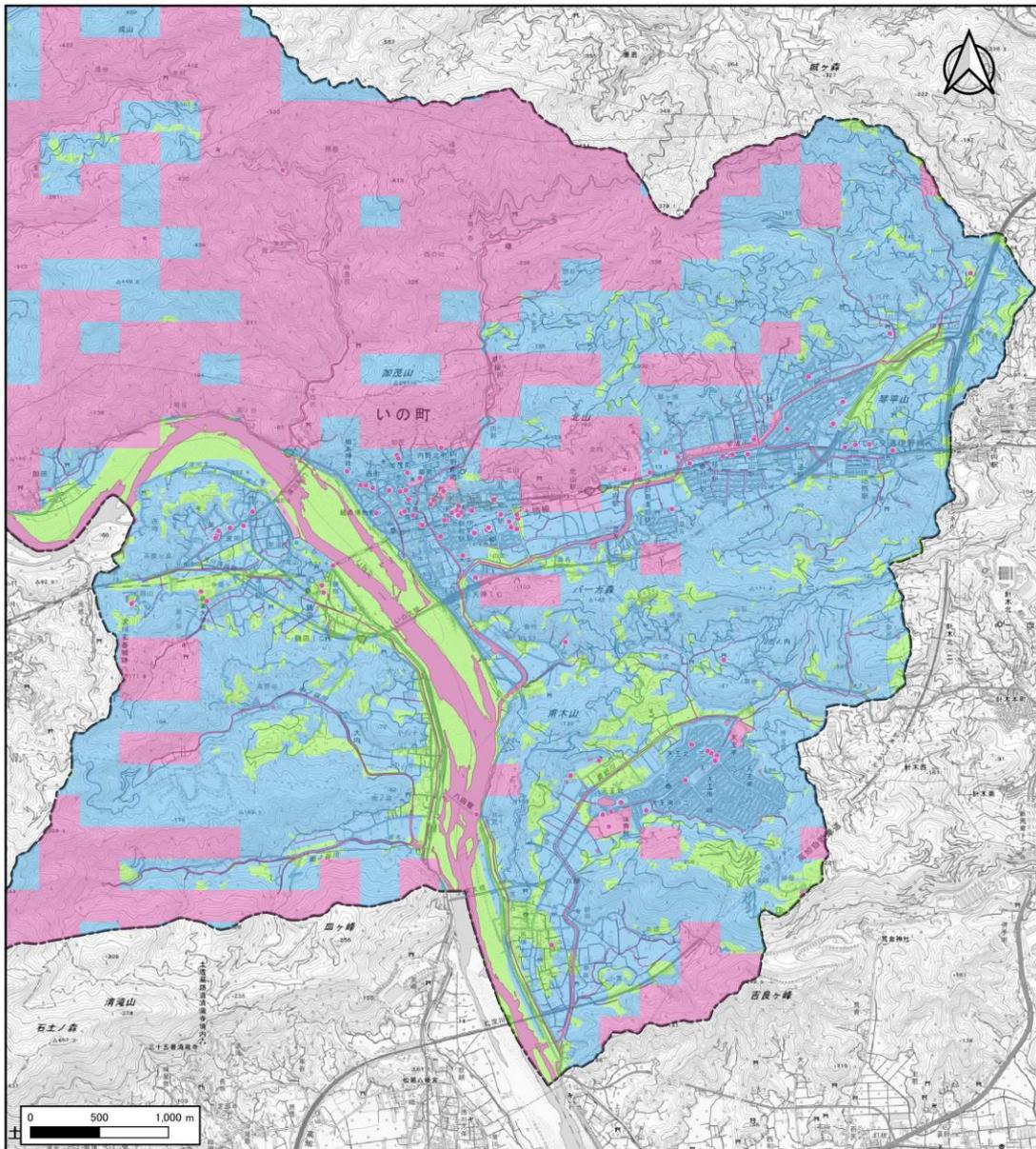


地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して使用

図 4.5-2(4) 木質バイオマスゾーニングマップ (いの町全体)



凡例

- 促進エリア
- 調整エリア
- 保全エリア
- 保全エリア

※河川区域内は、保全エリアとする。

地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して使用

図 4.5-2(5) 木質バイオマスゾーニングマップ (伊野地区拡大)

木質バイオマス利用設備

木質バイオマス利用設備の導入により懸念される事項を以下に、それらに対する配慮事項を表 4.6-4(1)～(2)に示す。

○懸念される事項

- ・発電設備等から発生する騒音・振動により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
- ・燃焼により、燃料の性状に応じて、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）、ばいじん等の大気汚染物質が大気中に放出される。
- ・燃焼排ガスにより、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある。
- ・樹木の伐採や地形の改変等により陸域の生物・生態系に影響を及ぼすおそれがある。
- ・タービン建屋や煙突、冷却塔などの新たな構造物を設置する場合には、周辺の眺望点からの眺望景観などに影響を及ぼすおそれがある。

表 4.6-4(1) 木質バイオマス利用設備に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
騒音	発電設備等を設置する地点が住宅等の近傍に位置する場合など、地域の特性に応じて生活環境対策を検討すること。 発電設備等の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。
大気質	ばい煙が発生する場合、大気環境への影響を低減する適切な措置を講ずるよう努めること。 また、有害物質を除去する装置を設置するなどして、排出ガスによる影響の低減を図るよう努めること。 硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質の排出量や濃度に関して、協定を締結することについて検討すること。
悪臭	設計・施工に当たり、発電設備等からの臭気により地域住民の生活に支障が出ないよう配慮すること。 バイオマス発電施設等の稼働及び燃料運搬等により生じる悪臭について、生活環境への影響の低減を図るよう努めること。
動植物の重要な種、注目すべき生息地	発電設備等の設置、稼働及び工事車両や燃料運搬車両等の走行により生じる動物、植物及び生態系への影響の低減を図ること。 また、発電設備等の設置場所に施設跡地等を採用する等、新たな地形改変や植生改変を行わないよう配慮すること。 事業の実施に伴い植栽等を行う場合は、立地場所周辺の自然環境の状況を踏まえ、できる限りその地域の在来種を採用し、安易に外来種を用いることのないよう配慮する必要がある。

表 4.6-4(2) 木質バイオマス利用設備に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
景観	<p>発電設備等の設置に当たっては、周囲の景観と調和が図られるよう努めること。</p> <p>構造物の配置、形状及び色彩について、周辺景観との調和を図ることで、眺望景観への影響を緩和すること。</p>
人と自然との 触れ合いの場	<p>事業区域に隣接して、自然との触れ合いの活動の場となる施設等が存在する場合や、工事用車両の走行ルート周辺に遊歩道や自転車道等がある場合などは、工事の実施に際し、土ぼこり等や騒音・振動等により、それらの場の快適性・利用性に影響を及ぼさないよう、配慮すること。</p> <p>修景緑化を行うことで、設備等の人工構造物が出現することによる影響を緩和すること。</p>